

6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第4号から意見書第6号まで

令和5年6月30日

提出議案

意見書第4号	物価高騰の中で最低賃金の緊急的な引き上げを求める意見書 (案) ……………	2
意見書第5号	「残業代不支給」となっている教員給与特別法の廃止を求める 意見書(案) ……………	4
意見書第6号	同性婚を認める民法改正等法整備を求める意見書(案) ……	6

意見書第4号

物価高騰の中で最低賃金の緊急的な引き上げを求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年6月30日

草津市議会議長

中嶋 昭雄 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

意見書第4号

物価高騰の中で最低賃金の緊急的な引き上げを求める意見書（案）

物価高騰により国民生活の悪化が深刻になっている。現状を打開するためには、最低賃金の引き上げを軸に経済を立て直すことである。

そもそも最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を決めるものであり、最低賃金の底上げは、最低限の生活という面でも、地域経済と日本経済の活性化のためにも急務である。

ドイツやフランスでは、すでに最低賃金は時給1,500円以上に引き上げられている。日本でも最低賃金が時給1,500円以上になれば、1日8時間働いて、週休2日で手取り20万円になり、2,100万人の非正規労働者だけでなく、正社員も含めて民間労働者の44%の賃上げになる。さらに、それ以外の労働者にも賃上げ効果ははたらき、働く人の暮らし、日本経済を良くする計り知れない力となる。

最低賃金を引き上げるには、中小企業への支援が欠かせない。フランスでは、最低賃金の引き上げと中小企業への支援策をセットで行った結果、労働者全体の賃金上昇が持続している。

現在日本の最低賃金は、全国加重平均で961円にすぎない。政府の2022年の「骨太の方針」も「できる限り早期に、全国加重平均1,000円以上を目指す」と記述されている。

よって、実効ある物価高騰対策が急がれている中、最低賃金の緊急的な引き上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

滋賀県草津市議会
議長 中嶋 昭雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

意見書第5号

「残業代不支給」となっている教員給与特別法の廃止を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年6月30日

草津市議会議長

中嶋 昭雄 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

意見書第5号

「残業代不支給」となっている教員給与特別法の廃止を求める意見書（案）

公立学校の教員には残業代を支給しないという特別なルールが、いまや社会問題となっている教員の長時間労働の要因の一つになっている。

教員の長時間労働は深刻で、4月に国が発表した実態調査でも、平日の勤務時間は公立の小学校教諭で11時間23分、中学校の教諭で11時間33分となっており、いわゆる月平均45時間の時間外労働は半数以上、月80時間の時間外労働という教員も少なくないという異常な事態である。

時間外労働は、一般的に25%以上の割増賃金を支給する。国際労働機関であるILO条約で定められ、日本でも労働基準法に明記されている。

ところが、公立学校の教員には残業代を支給せず、その代わりに給与額の4%を新たに支給するという法律=教員給与特別措置法が1971年に制定されて以降、教員には時間外労働=残業手当が支給されてこなかった経緯がある。残業代がなければ残業時間を計ることもなく、教員の労働時間について実態調査すらしてこなかった。

しかし今日、「教員不足」が社会問題となり、その背景にこうした「残業代不支給」による長時間の時間外労働が蔓延化していることが指摘されている。教員の時間外労働の解決は待ったなしの課題である。その大きな柱が「残業代不支給」を見直し、教員給与特別措置法を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

滋賀県草津市議会
議長 中嶋 昭雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣

あて

意見書第6号

同性婚を認める民法改正等法整備を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年6月30日

草津市議会議長

中嶋 昭雄 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

意見書第6号

同性婚を認める民法改正等法整備を求める意見書（案）

同性同士の結婚を認めない民法などの規定は憲法違反だと愛知県の男性カップルが国に損害賠償を求めた訴訟で5月30日、名古屋地裁は違憲とする判断を示した。異性カップルにのみ法律婚制度を設け、同性カップルには関係を保護する枠組みすら与えていないことは、法の下での平等を定めた憲法14条と、婚姻に関する法制定で個人の尊厳に基づくことを求めた24条2項に反するとした。

名古屋地裁判決は、自治体のパートナーシップ制度導入の広がりや諸外国での同性婚制度の制定の動きなどを挙げ、「男女間の結婚を中核とした伝統的な家族観は唯一絶対のものではなくなり、同性カップルに対する理解が進み、これを承認しようとする傾向が加速している」と述べ、その中で、同性愛者を法律婚から排除することで大きな格差をつくっていることの合理性は揺らいでおり、無視できない状況だと指摘。法律婚は、重要な人格的利益を実現するための制度とされているが、同性カップルは、「法律婚に付与されている重大な人格的利益から排除されている」状況に置かれており、これを放置することは、個人の尊厳に照らして合理性を欠き、「国会の立法裁量を超える」として24条2項違反と結論づけた。

同様の訴訟は5地裁で起こされている。2021年に札幌地裁が違憲とした他、2022年東京地裁は違憲状態とし、大阪地裁は合憲としたものの、将来的な違憲の可能性をにじませるなど、司法判断の流れは明確である。

日本は、主要7カ国（G7）で唯一、同性婚を認めていない国である。

よって、国及び政府に対し、同性カップルも異性カップルと同等の権利が保障されるよう、同性婚を認め、民法改正をはじめとする必要な法整備を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

滋賀県草津市議会
議長 中嶋 昭雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

あて